

# 令和5年8月農業委員会総会議事録

令和5年8月24日午後3時00分、令和5年8月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

## 出席委員 24名

1番	金田	公隆	委員	2番	藤田	善明	委員	3番	岩谷	裕子	委員
4番	佐藤	修司	委員	5番	川村	陽彦	委員	6番	須藤	秀人	委員
7番	種澤	達也	委員	8番	町田	高司	委員	9番	石岡	千鶴子	委員
10番	三上	浩太	委員	11番	小林	政貴	委員	12番	小田桐	明	委員
13番	石岡	人志	委員	14番	福士	章逸	委員	15番	小嶋	勇成	委員
16番	木村	芳文	委員	17番	平井	秀樹	委員	18番	成田	繁則	委員
19番	佐藤	剛郎	委員	20番	大湯	茂八郎	委員	21番	戸澤	幸彦	委員
22番	高橋	貴志	委員	23番	田村	眞裕美	委員	24番	成田	毅	委員
25番	兜森	弘義	委員	26番	前田	優考	委員				

欠席委員 0名

## 出席事務局 9名

事務局長	吉田	秀樹	事務局次長	佐藤	祝幸
事務局次長補佐	伊藤	靖記	事務局主幹兼総務係長	高木	一誠
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田	智恵子	事務局農地調整係長	曾根	奈美子
事務局岩木分室主幹	浅利	敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂	貴宏
事務局主事	大浦	空			

## 本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

### 議事

議案第46号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第47号	農用地利用集積計画の決定について
議案第48号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第49号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第29号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第30号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第31号	非農地の判断について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長

ただいまから令和 5 年 8 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。ただいまの出席者数は 26 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。13 番石岡人志委員、14 番福士章逸委員、15 番小嶋勇成委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 46 号を議題といたします。議案第 46 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 46 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 16,048 m<sup>2</sup>、畑 8 件 38,238 m<sup>2</sup>、合計 16 件 54,286 m<sup>2</sup>であります。また、使用収益権関係では、田 8 件 43,627 m<sup>2</sup>、畑 2 件 14,446 m<sup>2</sup>、合計 10 件 58,073 m<sup>2</sup>であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 8 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、岩谷裕子委員、佐藤修司委員、須藤秀人委員それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 77 番について申し上げます。譲受人は、市内の生花店に勤務しておりましたが、自身で生産にも携わりたいという思いがあり、今回、農地の流動化情報を活用し、農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も、生花店の時の栽培経験を生かし、あじさいを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>  (戸澤幸彦委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 11 ページ、使用収益権関係、受付番号 102 番から 13 ページ、受付番号 105 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号 102 番から 105 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 46 号のうち、使用収益権関係、受付番号 102 番から 105 番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
	(戸澤幸彦委員着席)
議長	それでは、使用収益権関係、受付番号 102 番から 105 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号 102 番から 105 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 46 号のうち、使用収益権関係、受付番号 102 番から 105 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 47 号を議題といたします。議案第 47 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	17 ページをお開き願います。議案第 47 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畠 5 件 55,068 m <sup>2</sup> であります。また、使用収益権関係は、田 4 件 15,483 m <sup>2</sup> 、畠 2 件 14,096 m <sup>2</sup> 、合計 6 件 29,579 m <sup>2</sup> で農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについ

調査副委員長

て、要件を満たしておりました。19 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 44 番については、あおもり農業支援センターが実施する農地売買等事業により、あおもり農業支援センターから借受けていた農地について、譲受人からの買受申出があつたことによる所有権取得のための計画案となります。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 13 番から 24 ページ受付番号 17 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで扱い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議長

それでは、議案第 47 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長

議案第 47 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないと認め、議案第 47 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 48 号を議題といたします。議案第 48 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

25 ページをお開き願います。議案第 48 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 16,022 m<sup>2</sup>、畠 6 件 9,154 m<sup>2</sup>、合計 8 件 25,176 m<sup>2</sup>であります。また、使用収益権関係が、田 2 件 2,815 m<sup>2</sup>、畠 3 件 20,782 m<sup>2</sup>、合計 5 件 23,597 m<sup>2</sup>で農地中間管理事業に関する計画案であります。今回提出されました 13 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあつた結果、売買 8 件、貸借 5 件が整つたものであります。29 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 64 番及び 65 番、31 ページ使用収益権関係、受付番号 12 番から 32 ページ受付番号 14 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、使用収益権関係、受付番号 12 番から受付番号 14 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで扱い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整つた計画案となります。以上であります。

議　　長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(な　し)
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(石岡人志委員退席)
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 29 ページ、所有権関係、受付番号 64 番及び 65 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	議案第 48 号のうち、所有権関係、受付番号 64 番及び 65 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議がないものと認め、議案第 48 号のうち、所有権関係、受付番号 64 番及び 65 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議　　長	それでは、議案第 48 号のうち、所有権関係、受付番号 64 番及び 65 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
小嶋勇成委員	はい議長。ちょっと聞いてもいいべか。
議　　長	はい。
小嶋勇成委員	15 番です。使用収益権関係 30 ページ 10 番、これ私やったんですけども、これ中間管理事業に回すってやったんだけれども、写真を必要だと言われて、これ何でも写真添付しなければならないものなんだか。そこちょっと聞きたいなと思って。
農地利用促進係長兼主幹	ただ今の質問にお答えします。こちらですね、中間管理事業使うので、円滑化システム、奨励金対象の方だったので中間管理事業使うことになったんですけども。中間管理機構の方で写真を添付書類でつけてくださいとあるので。
小嶋勇成委員	それ、田んぼもそうなんだっけ。りんごならそうなるけど。
農地利用促進係長兼主幹	田んぼの時って確かに付けてないかもしれませんので、ちょっとそこ確認してみます。
小嶋勇成委員	そこ確認してければ。
議　　長	議案第 48 号のうち、所有権関係、受付番号 64 番及び 65 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)

議　　長	異議がないものと認め、議案第 48 号のうち、所有権関係、受付番号 64 番及び 65 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
事務局次長	次に、議案第 49 号を議題といたします。議案第 49 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
議　　長	33 ページをお開き願います。議案第 49 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地用途変更が 1 件 295 m <sup>2</sup> であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
調査委員長	事前調査会の報告をお願いします。
議　　長	調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。35 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番は、変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
議　　長	それでは、議案第 49 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	議案第 49 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議ないと認め、議案第 49 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
	次に、報告第 29 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	37 ページをお開き願います。報告第 29 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 40,023 m <sup>2</sup> 、畑 12 件 78,527.20 m <sup>2</sup> 、合計 18 件 118,550.20 m <sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、39 ページから 41 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 29 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	次に、報告第 30 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。報告第 30 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地

事務局次長 貸貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 14,062 m<sup>2</sup>、畑 3 件 13,635 m<sup>2</sup>、合計 9 件 27,697 m<sup>2</sup> であります。なお、解約理由につきましては、45 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長 報告第 30 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 次に、報告第 31 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 47 ページをお開き願います。報告第 31 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し、同通知第 4(3)ウに基づいて通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 2 筆 4,656 m<sup>2</sup>、畑 4 筆 7,106 m<sup>2</sup>、合計 6 筆 11,762 m<sup>2</sup> であります。以上であります。

議 長 報告第 31 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 32 分]